

# 低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱

低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱（平成25年制定）の全部を改正する  
（趣旨）

第1 知事は、計画的な間伐材等の生産を推進するため、低コスト林業基盤整備サポート事業を実施する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政第893号）、森林資源デジタル管理推進対策実施要領（令和2年3月27日元林整計第840号）、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業の内容）

第2 補助事業の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、補助事業の対象となる者（以下「事業主体」という。）、補助金額及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費については、別表1の事業を行うのに要する経費とする。

3 定額単価の設定がない若しくは適用することが適当でない場合などで、知事が必要と認めるときは、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号）に基づき算出した事業費（消費税相当額を除く。以下同じ。）の3分の1に相当する額（千円未満は、切り捨てとする。）を補助金額とすることができる。

なお、定額単価が適用できる場合で、事業費の額が補助金額に満たないときは、当該事業費額（千円未満は、切り捨てとする。）を補助金額とする。

（補助事業の採択要件）

第3 補助事業の採択要件は、別表2に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4 事業主体は、事業を実施しようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書のほか、次に定める書類を作成し、事業着手日前に知事に提出しなければならない。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	1部
収支予算書	別記第2号様式	
役員名簿（法人の場合）	別記第3号様式	
その他知事が別に定める書類		

（交付決定）

第5 知事は、第4に規定する交付申請書等の提出があったときは、本要綱に照らしてこれを審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行い、補助事業者に対してその旨を通知するものとする。

（交付条件）

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、別表1の事業区分①から③については、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（補助金額の30パーセント以下の減となるものを除く。）を

しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更（別表1の事業種別間の補助金額の30パーセント以下の増減となるものを除く。）しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(5) 次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。

ア 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならないこと。

イ 事業の実施にあつては、和歌山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森第928号）に基づくこと。

2 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、別表1の事業区分④については、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（補助金額の30パーセント以下の減となるものを除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 補助金により財産を取得した事業主体は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わないこと。

i) 事業主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(8) 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に

対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記第4号様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- (9) その他本要綱に記載のない事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び林業デジタル・イノベーション総合対策補助金交付等要綱（令和5年3月30日付け4林整研第452号）に従うものとする。

（変更の承認）

第7 第6第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更等承認申請書（別記第5号様式）に変更後の第4の表に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第8 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1号様式	1部	3月20日又は当該補助事業の完了した日から30日を経過する日のいずれか早い日
収支精算書	別記第2号様式		
その他知事が別に定める書類			

（達成状況報告）

第9 別表2の事業区分①の採択要件(2)について、第8の実績報告書提出時に要件を満たしていなかった場合には、事業実施年度の翌年度の初日から起算して2年以内に達成状況報告書（別紙第6号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 別表2の事業区分④の採択要件について、第8の実績報告書提出時に要件を満たしていなかった場合には、事業実施年度の翌年度末までに達成状況報告書（別記第7号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第10 知事は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業主体が、法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 事業主体が、第9に規定する達成状況報告において、別表2に示す採択要件を達成できない場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第1項の(5)の場合において、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業主体

の責によらない事由によるときは、前項の規定によらないものとする。

(書類の経由)

第11 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施地を管轄する振興局農林水産振興部長に提出しなければならない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、山の基盤機能向上事業補助金交付要綱（平成21年8月26日施行）は廃止する。ただし、この通知の施行前に同要綱及び全部改正前の低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱に基づき実施された事業については、なお、従前の例による。

別表 1 (第 2 関係)

事業区分	事業種別	細別	補助金額又は補助率	事業主体
①作業道の開設	中距離集材作業道	幅員 3.5m	定額 (4,500 円以内/m)	(1) 森林所有者 (2) 森林組合 (3) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例 (昭和 45 年条例第 14 号) 第 5 条第 1 項に規定する木材業者等登録簿に登録されており、素材生産実績がある者
	簡易作業道	幅員 2.0~3.0m	定額 (2,200 円以内/m)	
②山土場の整備	山土場	1,000m <sup>2</sup> 以上	定額 (1,000 千円以内/式)	
		500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満	定額 (500 千円以内/式)	
③作業道等の機能向上	路盤工	上層路盤工	定額 (300 円以内/m <sup>2</sup> )	
		砂利路盤工	定額 (500 円以内/m <sup>2</sup> )	
	法面保護工	植生マット工	定額 (1,100 円以内/m <sup>2</sup> )	
		切土法面修正工	定額 (400 円以内/m <sup>2</sup> )	
		盛土法面修正工	定額 (200 円以内/m <sup>2</sup> )	
	路側施設工	丸太組工	定額 (7,200 円以内/m <sup>2</sup> ) ※横木 4 段以上の場合に適用	
		丸太筋工 (2 段積)	定額 (1,600 円以内/m)	
		丸太筋工 (3 段積)	定額 (1,900 円以内/m)	
		木製簡易筋工	定額 (1,100 円以内/m)	
	排水施設工	木製路面排水工	定額 (16,000 円以内/式) ※既製品 (4m/本) を使用する際に適用	
	曲線修正工	—	実行経費の 1/3 以内	
その他工種	—	実行経費の 1/3 以内		
④路網線形設計支援ソフトの整備	路網線形設計支援ソフト	—	定額 (700 千円以内/式)	(1) 市町村 (2) 「和歌山県育成経営体」又は「和歌山県意欲と能力のある林業経営体」の認定を受けている者

別表 2 (第 3 関係)

事業区分	事業種別	採択要件
①作業道の開設	中距離集材作業道	(1) 森林経営計画（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）に基づいて行う間伐材等の搬出に係る事業であること。 (2) 事業を実施する森林経営計画地内の搬出間伐等材積が、事業実施年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に 400m <sup>3</sup> 以上となること。 (3) 事業主体が自ら施工し、指導し、又は管理するものであること。 (4) 和歌山県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日森第 928 号）に沿った規格構造であること。
	簡易作業道	
②山土場の整備	山土場	(1) 事業区分①の採択要件(1)～(4)を満たしていること。 (2) 1 箇所当たりの整備面積が 200m <sup>2</sup> 以上で、同一団地内での整備面積の合計が別表 1 の細別に記載の面積規格を満たすこと。
③作業道等の機能向上	路盤工	(1) 事業区分①の採択要件(1)～(4)を満たしていること。
	法面保護工	(2) 事業区分①、②と同等規格の施設を対象とし、当該施設の台帳が整備されていること。
	路側施設工	(3) 原則として対象とする施設は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日 13 林整整第 882 号）に基づき整備された施設ではないこと。
	排水施設工	(4) 事業区分①、②と一体として行う場合は、左記種別のうち路盤工（砂利路盤工）、法面保護工、路側施設工、排水施設工のみ対象とし、その他の工種については知事が必要と認める場合は対象とすることができる。
	曲線修正工	(5) 路盤工（上層路盤工）については、既存施設の表土を 30cm 程度掘り下げて、心土と入れ替える場合を対象とする。
	その他工種	(6) 法面保護工については、法面の高さが施設の基面から 1.2m 以上となるものを対象とする。
④路網線形設計支援ソフトの整備	路網線形設計支援ソフト	(1) 事業実施年度の翌年度末までに、導入したソフトを活用し路網計画資料等の作成又は路網整備を実施すること。 (2) 他の林業事業者への普及の観点から、ソフトによる路網設計に当たっての工夫や改善点等を取りまとめ、知事に報告すること。

別記第1号様式（第4、7、8関係）

低コスト林業基盤整備サポート事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1. 計画概要（別表1の事業区分①～③を実施する場合のみ記入）

計画区分	事業主体	認定番号	計画認定面積 (ha)	計画認定年月日	計画期間	
					開始年月日	終了年月日

注1 計画区分欄は、森林経営計画の林班計画、区域計画、属人計画の別を記入すること。

注2 別表1の事業区分④路網線形設計支援ソフトの整備のみの場合は空欄で構わない。

注3 記入した計画の認定書（承認書）の写しと、本様式4. 施業内容に記載する搬出間伐等の内容が記入された森林経営計画の計画書の写しを添付すること。

2. 事業内容

NO	施行箇所 (データ整備箇所)	事業種別	細別	名称	事業量	単位	事業費 (円)	財源の区分(円)			備考
								県	市町村	その他	
計											

注1 施行箇所欄は、市町村名以下の内容を記入すること。別表1の事業区分④路網線形設計支援ソフトの整備の場合は、データ整備箇所（市町村名）を記入すること。

注2 事業種別欄は、別表1の事業種別の内容を記入すること。

注3 細別欄は、別表1の細別の内容を記入すること。ただし、別表1の事業区分①作業道の開設の場合は、開設する作業道の幅員を記入し、事業区分②山土場の整備の場合は、同一団地ごとの総整備面積を記入し、事業区分③作業道等の機能向上におけるその他工種の場合は、実施する工種名を記入し、事業区分④路網線形設計支援ソフトの整備の場合は、ソフトのメーカー名を記入すること。

注4 名称欄は、別表1の事業区分①～③の場合は、路線及び土場の施設名を、事業区分④の場合は、ソフト名を記入すること。

注5 備考欄は、別表1の事業区分③において、事業区分①若しくは②と一体として行う場合は、「付帯工」と記入すること。

3. 事業完了（予定）年月日            年    月    日

4. 施業内容（別表1の事業区分①～③を実施する場合のみ記入）

NO	施業内容	施業面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )	搬出先	作業システム及び規格	着手時期	完了時期	備考
計								

注1 NO欄は2. 事業内容のNO欄と対応させること。なお、複数ある場合はまとめて記入してもよい。

注2 施業内容欄には主伐・搬出間伐の別を記入すること。

注3 作業システム及び規格欄には、車両系・架線系の別と、当該施業で用いる機械のベースマシンの規格を記入すること。

5. 活用内容（別表1の事業区分④路網線形設計支援ソフトの整備を実施する場合のみ記入）

NO	路網の種類	計画箇所	計画時期	整備時期	備考

注1 NO欄は2. 事業内容のNO欄と対応させること。なお、複数ある場合はまとめて記入してもよい。

注2 路網の種類欄は、路網線形設計支援ソフトを活用して計画・整備する林道、林業専用道、森林作業道（中距離集材作業道、簡易作業道等）の別を記入すること。

注3 計画箇所欄は、市町村名以下の内容を記入すること。

注4 計画時期欄は、事業完了後に、ソフトを活用した路網計画資料等の作成予定年月を記入すること。

注5 整備時期欄は、事業完了後に、ソフトを活用して計画した路網整備を開始する予定年月を記入すること。

（変更）収支予算書（精算書）

収入の部

科 目	負担金内訳	予算（精算）額 （円）	備 考
補 助 金 自 己 資 金 その他（ ）			
計			

支出の部

科 目	内訳	予算（精算）額 （円）	備 考
直 接 費 間 接 費			
計			

### 役員名簿

役職名	名簿					備考
	フリガナ	生年月日				
	氏名	元号	年	月	日	

注1 「法人」の場合は、役員全員について記載すること。

注2 「元号」は、次のように記載すること。

明治：「M」 大正：「T」 昭和：「S」 平成：「H」

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（事業主体名称） 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者指名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省及び和歌山県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）

- 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- 3 この申立書において、和歌山県の機関とは本庁及び地方機関並びに和歌山県教育委員会及び和歌山県警察本部をいう。
- 4 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

年度低コスト林業基盤整備サポート事業補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定があった低コスト林業基盤整備サポート事業について、下記のとおり計画を変更したいので、低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱第7の規定に基づき申請します。

記

1 事業変更の概要及び理由（注1）

変更の内容	補助金額（円）		理 由
	変更前	変更後	

2 添付書類（注2）

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 変更位置図
- (4) 変更計画図
- (5) その他

注1 変更の内容については、補助金の増額の場合は「増額」、3割を超える減額の場合は「減額」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」、経費の配分の変更といったその他の変更をする場合は「変更」とする。

注2 添付書類については、記載内容に変更がない書類は省略することができる。  
なお、変更箇所は、上段に赤字で変更前、下段に黒字で変更後を記載すること。

年度低コスト林業基盤整備サポート事業達成状況報告書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定があった低コスト林業基盤整備サポート事業について、低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱第9の規定に基づき達成状況報告書を提出します。

記

1 達成状況

NO	施業内容	施業面積 (ha)	搬出材積 (m3)	搬出先	作業システム及び規格	着手年月	完了年月	備考
計								

2 添付書類（注1）

- (1) 位置図
- (2) 計画図
- (3) その他（搬出材積量を証する書類など）

注1 添付書類については、実績報告時から記載内容に変更がない書類は省略することができる。

年度低コスト林業基盤整備サポート事業達成状況報告書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定があった低コスト林業基盤整備サポート事業について、低コスト林業基盤整備サポート事業補助金交付要綱第9の規定に基づき達成状況報告書を提出します。

記

1 達成状況

NO	路網の種類	計画箇所	計画時期	整備時期	備考
計					

2 路網設計にあたっての工夫や改善点等について

3 添付書類（注1）

- （1）位置図
- （2）計画図
- （3）その他（設計図面など）

注1 添付書類については、実績報告時から記載内容に変更がない書類は省略することができる。